

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十一年四月五日から同月十八日までの間縦覧に供します。

平成三十一年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
堀内 一宏	磯城郡三宅町	磯城郡三宅町大字但馬一九六番一ほか二筆	
上田 一十志	吉野郡大淀町	御所市大字稻宿一〇五番一ほか四筆	
森元 秀昌	御所市	御所市大字東持田九番三ほか一筆	
板原物販株式会社	大阪市	葛城市加守六五一番ほか三筆	

二 申請年月日

平成三十一年三月二十八日